

V 事業系廃棄物の処理方法

事業者の皆さんが排出する廃棄物は、『事業系一般廃棄物』と『産業廃棄物』に分けられます。

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物を処理する場合は、自らが市の処理施設や民間の処分業許可業者へ直接持ち込む又は市の許可する収集運搬業者に依頼する必要があります。

※少量の事業系一般廃棄物(可燃ごみ及びプラスチック製容器包装)は、市に有料収集を依頼することもできます。(詳しくは、P19参照)



家庭ごみの集積場所(ステーション)に出すことはできません。

事業活動に伴って生じる廃棄物を、家庭系廃棄物の集積場所に出す行為は、不法投棄とみなされる場合がありますので絶対にやめてください。



産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物を処理する場合は、その種類ごとに、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する必要がありますが、処分業者のそれぞれと書面で契約しなければなりません。また、処理業者に産業廃棄物を引き渡す場合は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、処理業者から処理段階に応じて、マニフェストの写しの交付を受けることで最終処分まで適正に処理されたことを確認する必要があります。

産業廃棄物は、原則、市の処理施設では処理しませんので、自らの責任において適正に処理してください。一部の産業廃棄物については、少量のものに限り、市の処理施設で受け入れることができますので事前にクリーンセンター(電話 0835-22-4742)に御連絡ください。

なお、産業廃棄物について、許可を受けていない産業廃棄物処理業者への委託、不法投棄、野外焼却といった不適正な処理を行った場合には廃棄物処理法の規定により罰則の対象となります。廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者としての責任を問われる場合があるなど、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものですので、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理する必要があります。

【廃棄物処理法第25条、第32条(罰則)】

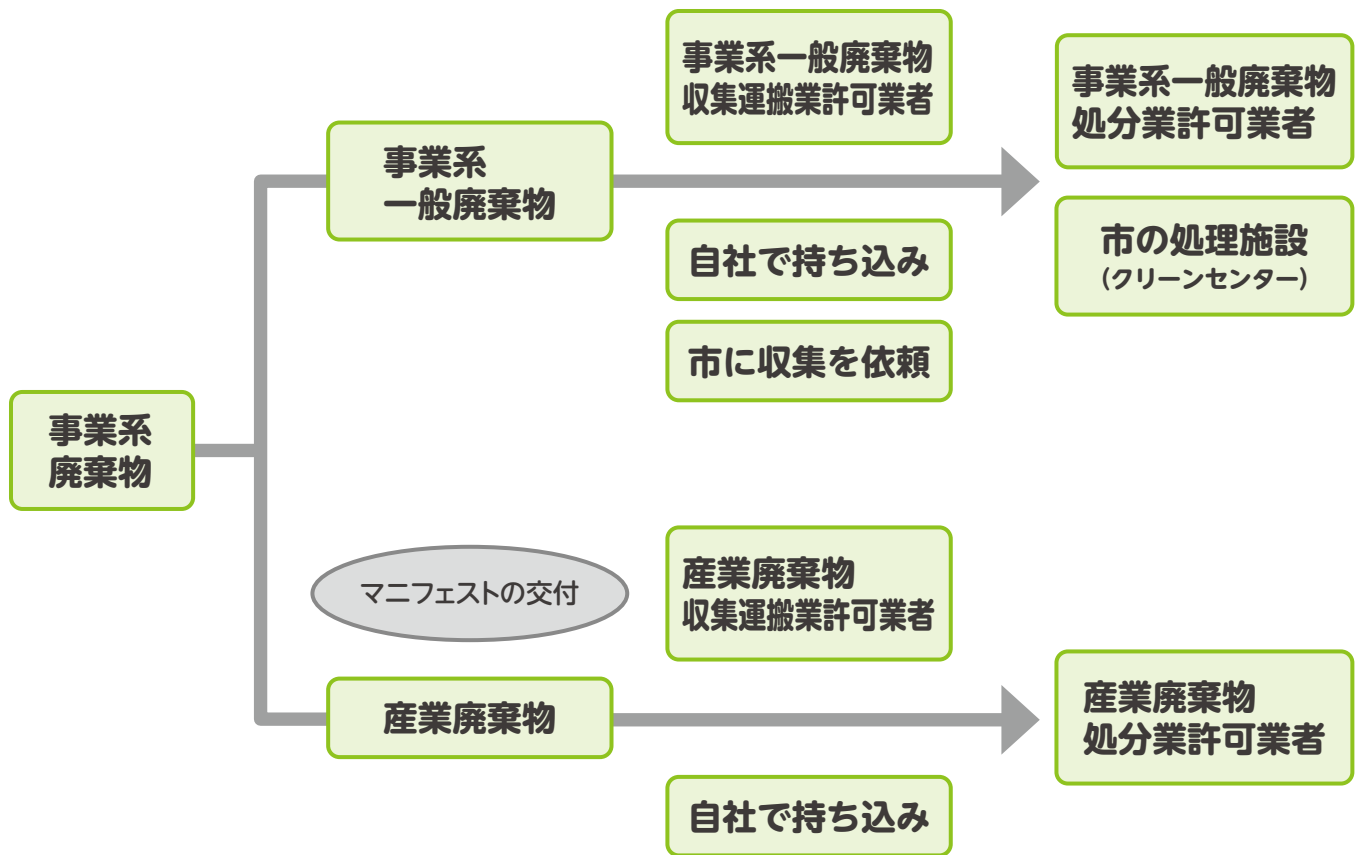
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科(法人に対しては3億円以下の罰金)

産業廃棄物の処理に関する相談窓口

山口県山口健康福祉センター

〒753-8588 山口市吉敷下東三丁目1番1号
電話 083-934-2536

事業系廃棄物の処理方法



※古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、あきびん類、古繊維の4品目の「専ら再生利用の目的となる廃棄物」(専ら物)については、専ら物をリサイクルする資源回収業者に依頼することもできます。



※資源回収業者は、廃棄物処理業の許可は不要とされていますが、廃棄物の処理委託契約を交わす必要があります。